

国民年金保険料

国民年金保険料額の改定

令和5年度の保険料額は、月額16,520円(前年度比70円減)です。
割引のある口座振替早割や前納制度をぜひご利用ください。

学生納付特例制度について

20歳以上のかたは必ず加入していただくのが国民年金ですが、「学生なので収入がなく、支払いが難しい」というかたのために、社会に出てから後払いできる制度です。

○対象となるかた

各種学校で1年以上の課程に在籍し本人の所得が一定以下の学生(128万円+扶養親族などの数×38万円+社会保険料控除など)

○承認されると

10年間まで納付が猶予され、その間はさかのぼって納付(追納)することができます。

猶予された期間は年金の受給資格期間に含まれます。申請をせず保険料を未納のままにすると、けがや病気による障がいや死亡といった不測の事態に年金が受けられない場合があります。

○承認期間

申請時点から2年1か月前までの期間をさかのぼって申請できます。複数年度の申請をする場合は、年度毎に1枚の申請が必要です。

○申請に必要なもの

- ・年金手帳または基礎年金番号通知書
- ・学生証や在学証明書または終業年限が1年以上の課程であることの証明書

◆ご注意ください

納付猶予期間は、老齢基礎年金の受給資格期間(最低10年以上)には算入されますが、追納をしないと年金受給額には反映されません。追納する保険料には、経過した期間に応じて加算額が上乗せされ、経過期間が長いほど加算額が高くなります。

離婚した場合の年金分割制度のお知らせ

離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。
離婚後**2年以内**に手続きを行う必要がありますので、お早めに秩父年金事務所までご相談ください。

問合せ

秩父年金事務所 ☎27-6560

町民生活課(②番窓口) ☎62-1232

土地・家屋価格等 縦覧帳簿の縦覧

令和5年度の土地・家屋の固定資産税は、令和5年1月1日の現況によって課税されます。

土地・家屋価格等縦覧帳簿は、この現況による評価額などが記載されています。

この機会に、ご自分の固定資産が適正な評価であるか確認してください。

期 間 4月3日(月)～5月31日(水)

時 間 午前8時30分～午後5時15分

※閉庁日を除く

手数料 無料

対 象 土地価格等縦覧帳簿：土地の固定資産税納税者

家屋価格等縦覧帳簿：家屋の固定資産税納税者

持ち物 運転免許証など本人確認ができるもの

問合せ 税務課(⑦番窓口) ☎62-1461

新社会人献血キャンペーン

県と県赤十字血液センターは、今春社会人になったかたを対象に4月から6月まで「新社会人献血キャンペーン」を実施しています。

新社会人のかたが県内献血会場で献血を申し込んでいただくと、県オリジナル記念品「バンブーエコカトラリーセット」を差し上げます！

社会人になった記念に、社会貢献の一つである献血にチャレンジしてみませんか？

期 間 4月1日(土)～6月30日(金)

場 所 県内の献血ルーム、県内を巡回する献血バスおよび事業所献血実施会場

対 象 令和5年度に新社会人となったかた(献血可能な年齢である16歳以上のかた)

問合せ

県薬務課 ☎048-830-3635